



令和8年度 地籍調査事業 窪田地区等地籍調査業務委託

金抜設計書

業務番号 2026054800

---

業務名 令和8年度 地籍調査事業 窪田地区等地籍調査業務委託

---

履行場所 加東市窪田地区ほか

---

---

兵庫県 加東市



地籍調査事業費総括表						
費目	工種	種別	費目	細目	金額	備考
地籍調査事業						
	地籍調査費					
		直接経費				
			委託料			
				窪田		0.09km <sup>2</sup> (H工程)
				家原		0.13km <sup>2</sup> (E1工程)
			諸経費	諸経費		
		附帯経費				
	地籍調査費計					
	消費税相当額					10%
合計						

地籍調査事業費算定簿 (D) 「2026年度 調査地区集計表」

消費税 10%

No	計画区 の 名称		調査事業名 委託形態	調査面積 (K㎡)	換算面積 (K㎡)	地 籍 調 査 費						後続調査	特 記 事 項
	コード					委託工程	直営工程	地籍集成図	当該年度 数値情報化	過 年 度 数値情報化	現場技術 業 務 費		
①	2024282801	窪田	地籍調査事業一般 (外注)	0.090									
②	2025282801	塚原	地籍調査事業一般 (外注)	0.130									
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
<b>各地区の総合計</b>				0.220		※1						※3	

「諸経费率」：小数第3位 (小数点第4位四捨五入)	※2											左の計 円
諸経費 (直接経費 (※1) × 諸経费率)												
直接経費 (※1) + 諸経費 (※2) + 成果検定費 (※3) (1万円未満切捨)												
「消費税+地方消費税」：小数第3位 * 直営工程 (①賃金等②報償費) 除く *		0.100										
消費税相当額												
「附帯経费率」：小数第3位												
附 帯 経 費 (税抜) (直接経費 (※1) + 諸経費 (※2))												
附帯経費税抜き (1万円未満切捨)												
「消費税+地方消費税」：少数第3位		0.100										
消費税相当額												
直接経費 (成果検定費含む) + 附帯経費												
地 籍 調 査 費 (委託+直営)												

自動計算諸経费率 (%)

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2026年度

消費税 10%

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	事業の種類						都道府県名	市区町村名
							地籍調査事業一般 (外注)						兵庫県	加東市
20242822801	窪田	0.090 Knf	調査前 (E, H)	500	180	精度	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	(周長) <sup>2</sup> /面積: 周長 = 1.44 23倍	
		○					甲1	甲2	甲3	乙1	乙2	乙3		
		計画区着手年度	調査後 (F, G)	500	180	傾斜条件	平坦	緩傾	中傾	急1	急2	急峻	整形	不整形
		2024年度					○	農I	農II	山II	山I	市I	市II	市II

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 γ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Knf)	変化率	基準金額 (円) (1Knf当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算面積 換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程			
C															
D															
F I															
F II-1															
F II-2															
G															
E	E														
	E 1														
	E 2														
	図面等調査														
材料費															
H	H 1												0.03	0.00270	
	H 3												0.03	0.00270	
	H 2												0.03	0.00270	
	複因費														
現況															
復元															
委託工程	旅費														
	使用料及び賃借料														
	打合せ費														
	電子成果品作成費														
	その他作業工程														
	諸経費 上段: 半 下段: 全額														
	成果検定費 ※成果検定費(諸経費 +成果検定費) 消費税相当額														
直営工程	賃金等														
	報償費														
	使用料及び賃借料														
	精査管理費														
	備品費														
	需用費 (材料費)														E工程:0、H工程:0
	費用費 (消耗品費等)														E工程:0、H工程:0
	旅費														
安全費															
( 計 画 区 合 計 )											円	円	換算面積 0.00 Knf	0.00810	







# H工程 工程基準額

## 複図作成

地区コード	20242822801
地区名	窪田
縮尺	
標準作業量	100枚あたり

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm		枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ			台日			
	パーソナルコンピュータ	ノート		台日			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)			%	
(小 計)					⑧

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧)	



地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」

2026年度

消費税 10%

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮尺	事業の種類						都道府県名	市区町村名	
							地籍調査事業一般 (外注)						兵庫県	加東市	
20252822801	家原	0.130 Knf	調査前 (E, H)	180	722	精度	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	(周長) <sup>2</sup> /面積: 周長 = 0.28 0 倍		
							○	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2			乙 3
		計画区着手 年度	調査後 (F, G)	180	722	傾斜条件	平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻	整形	不整形	計画区から距離
		2025年度					○	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I	

工程略称	傾斜度 α	視通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 γ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Knf)	変化率	基準金額 (円) (1Knf当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程				
C																
D																
F I																
F II-1																
F II-2																
G																
E	E												0.02	0.00260		
	E 1															
	E 2															
	図面等調査															
材料費																
H	H 1															
	H 3															
	H 2															
	複因費															
現況																
復元																
委託工程	旅費															
	使用料及び賃借料															
	打合せ費															
	電子成果品作成費															
	その他作業工程															
	諸経費 上段: 半 下段: 全額															
	成果検定費 ※成果検定費(諸経費 +成果検定費) 消費税相当額															
直営工程	賃金等															
	報償費															
	使用料及び賃借料															
	精査管理費															
	備品費															
	需用費 (材料費)															E工程:0、H工程:0
	費用費 (消耗品費等)															E工程:0、H工程:0
	旅費															
安全費																
( 計 画 区 合 計 )													換算面積 0.00 Knf	0.00260		

# E1工程 工程基準額(円/km<sup>2</sup>)

調査地域(都市部)

地区コード	20252822801
地区名	家原
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm		本			
	アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm		枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小計)							④=②+③

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④)		%		
(小計)					⑤

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④)×安全費率		%		
(小計)					⑥

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+⑤+⑥)	

※上記2、需用費(材料費)は、需用費(消耗品費等)及び安全費を算出するための費用で、工程別基準額には含めません。  
算定簿AのE工程の材料費は、下記の内容で、基準額とは別に出力されます。

### 筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm		本			
	アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm		枚			
(計)							
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			
材料費合計							





# 加東市地籍調査事業仕様書

E1、H 工程

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、加東市（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 本業務の実施に当たっては、本仕様書及び下記の法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）  
同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (6) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程及び同細則  
（平成14年国土国第591号及び598号国土交通省土地・水資源局長通知）  
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (9) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン  
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (10) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (11) その他地籍調査関係諸通達等
- (12) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (13) 不動産登記法等関連法規

2 前項の法令等に改正があったときは、改正後の法令等に基づくものとする。

(疑義)

第3条 受託者(以下「乙」という。)が、本業務実施に当たり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上指示を受けるものとする。

(業務の着手)

第4条 乙は、契約締結後7日以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務等の実施のため甲との打合せを開始することをいう。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

(主任技術者)

第6条 乙は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定めなければならない。

2 主任技術者は、作業の管理及び統括を行うほか、一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。)を有する者であり、測量士、地籍調査管理技術者及び地籍工程管理士の資格を有する者でなければならない。

3 乙は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、主任技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるものを甲に提出しなければならない。

(現場代理人及び現場責任者)

第7条 乙は、主任技術者とともに業務の運営及び取り締まりを行う者として、現場代理人を定めなければならない。

2 乙は、主任技術者とともに現場作業を統括できるものとして、現場責任者を定めなければならない。

3 現場代理人及び現場責任者は、測量士、地籍調査管理技術者及び地籍工程管理士の資格を有する者でなければならない。

4 乙は、現場代理人及び現場責任者の資格要件について、資格者証の写しを甲に提出

しなければならない。

5 乙は、現場代理人及び現場責任者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるものを甲に提出しなければならない。

(技術者等の兼務)

第8条 主任技術者、現場代理人及び現場責任者は、兼務してはならない。

(関係官公署との調整)

第9条 乙は、本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と共に対応するものとする。

(使用機械器具)

第10条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、作業着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

(工程管理)

第11条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとし、完了時にその成果物を甲に提出するものとする。

2 乙は、毎月の業務の進捗状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに甲に提出しなければならない。また、業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(秘密厳守)

第12条 乙は、業務上知り得た個人情報等を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を甲の許可なく複製及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(補償)

第13条 業務実施に当たり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(訂正)

第14条 乙は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

(保安)

第 15 条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各号により、作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中に事故が生じた場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(作業実施)

第 16 条 乙は、作業実施に当たり、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施するものとする。

- 2 乙は、作業実施に当たり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既往者にその旨を通知すること。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、甲が貸与する国土調査法第 24 条第 3 項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- 4 乙は、業務終了後、速やかに前項に規定する身分証明書を甲に返納すること。

(成果品の検査・納品)

第 17 条 本業務の成果品の検査については、乙の主任技術者立会いの上、工程毎又は作業完了後、甲の検査を受けるものとする。

- 2 甲の検査において、過失又は粗漏に起因する誤りが生じ適合しないものとして修正の指示があった場合は、乙は速やかに修正し、再検査の合格をもって完了とするものとする。その場合の補測等は乙の負担において、実施するものとする。

(成果品の帰属)

第 18 条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て甲に帰属するものとし、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第 19 条 本作業の完了は、別表に定める成果品を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

## 第2章 業務概要及び作業

(業務概要)

第20条 本業務は地籍測量業務とし、測量の方式は地上測量による方式(以下「地上法」という。)とする。

(業務実施区域)

第21条 本業務の実施区域は、別添実施区域図のとおりとする。

(作業数量等)

第22条 事業量は、別添設計書のとおりとする。

(作業工程)

第23条 本業務の作業工程は、下記のとおりとする。

- (1) E1工程 (一筆地調査)
- (2) H工程 (地籍図及び地籍簿の作成、閲覧)

## 第3章 E1工程 (一筆地調査)

(業務内容)

第24条 一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業の準備 作業進行予定表の作成	関係者名簿作成 現地調査計画立案 作業進行予定表の作成
単位区域界の調査 調査図素図等の作成	調査図素図の作成 調査図一覧図の作成 地籍調査票の作成
関連資料の整理	地図や登記関係書類の整理

(調査図素図等の作成)

第25条 乙は、準則及び関係通達に基づき調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。なお、作成にあたっては下記の点を考慮するものとする。

- (1) 作業区域内の調査図素図作成は、法務局備付けの公図(字限図)を利用すること。  
また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられている場合は、写しを取得し

確認すること。

- (2) 調査対象地区に隣接する土地についても、調査図素図上に標記すること。また、隣接する土地が判別しがたい場合は、範囲を広げて標記すること。
- (3) 調査図素図作成については、地籍調査の効率性を考慮し、本業務を一貫した工程管理にて実施することから、調査図素図には公図を使用し、その一筆地毎の図形情報をデジタル化し、所有者、地目、地積等を付加した土地情報を構築し作成すること。
- (4) 調査図一覧図の作成は、調査図素図の接合関係等を示し、必要事項を記して作成すること。
- (5) 作業区域内の地籍調査票及び名寄帳の作成は、法務局の土地登記簿を利用すること。
- (6) 地籍調査票を作成するためのデータは、発注者のコンピュータ（地籍調査事務支援システム）に入力すること。
- (7) 地籍調査票を作成するのにコンピュータ（地籍調査事務支援システム）によるデータ入力できない箇所については、手作業で行うこと。

## 第4章 H工程（地籍図及び地籍簿の作成、閲覧）

（地籍図及び地籍簿の作成、閲覧）

第26条 本作業は、地籍図及び地籍簿の作成、閲覧の工程とし、下記の点を考慮の上作業するものとする。

- 2 地籍図複図の作成に当たっては、地籍図原図に変形を与えることなく、ポリエステルフィルム（マイラー）#300以上のものを使用し作成するものとする。
- 3 乙は、地籍簿の様式を定める省令の定めに留意のうえ、地籍簿案を作成するものとする。
- 4 乙は、閲覧に関する通知を作成し、乙の費用で土地所有者等に発送するものとする。
- 5 閲覧においては、土地所有者等に対して調査内容の説明が必要となるため、乙は、全日程において閲覧場所に待機し、甲と協力して対応するものとする。

（数値情報化）

第27条 数値情報化は、地籍調査成果の数値情報化実施要領に基づき行うものとする。

(閲覧時の訂正申し出)

第 28 条 乙は、土地所有者等から誤り等訂正申し出があった場合は、速やかに修正を行うものとする。なお、再立会が必要となった場合は、甲と協議のうえ現地立会作業等において協力するものとする。

## 第 5 章 検査及び成果品

(検査)

第 29 条 全作業完了時、乙において、十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、中間においても、甲の指示があるときは各工程毎の検査を受けるものとする。

2 修正箇所がある場合は、乙は、速やかに修正を行わなければならない。

(成果品)

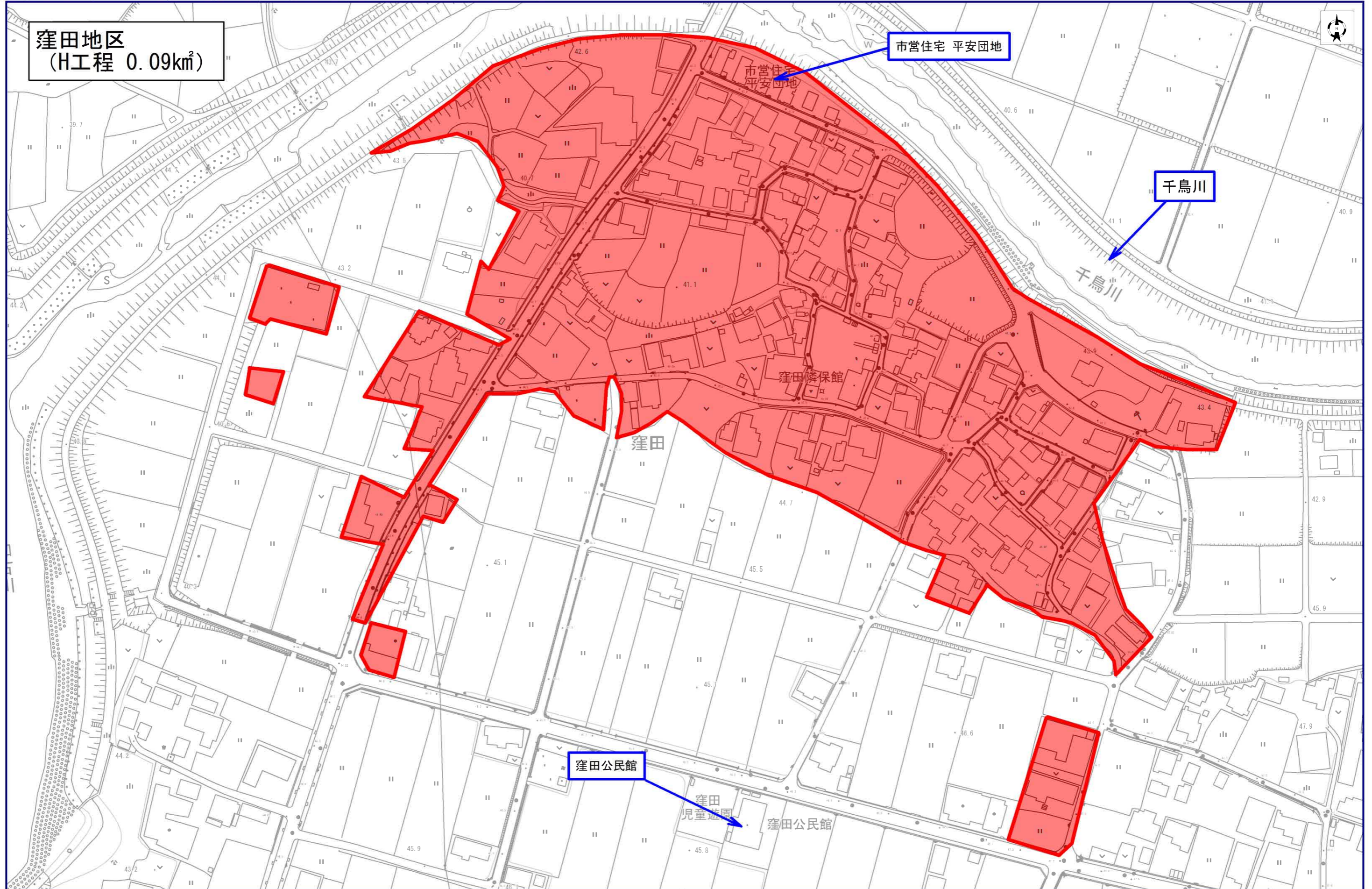
第 30 条 本業務による納入する成果品は次のとおりとする。 (別表)

単位作業	記録及び成果
各単位作業共通	①工程表 ②検査成績表 ③作業従事者名簿 ④その他工程上必要な資料 ⑤各工程で指示のないもので電磁的記録による提出が可能なものは電磁的記録
E1 工程 (一筆地調査)	①調査図素図、調査図一覧図及び電磁的記録 ②地籍調査票綴 ③関係者名簿 ④名寄帳 ⑤登記所地図写し (地積測量図含む) ⑥土地登記簿写し ⑦関係機関との打合せ及び協議事項資料 ⑧その他、発注者の指示するもの
H 工程 (地籍図及び地籍簿の作成、 閲覧)	①地籍図複図 ②閲覧者名簿 ③地籍簿 ④数値情報ファイルの電磁的記録 ⑤地籍図一覧図 ⑥その他、甲の指示するもの

- 2 乙は、成果品とする電子記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとする。
- 3 電子記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日／フォーマット形式）を表示するものとする。

以上

# 令和8年度地籍調査事業区域図（窪田地区）



# 令和8年度地籍調査事業区域図（家原地区）

